

2026年度版

保険期間

2026年11月1日 午後4時～2027年11月1日 午後4時

全管連所属事業者の皆さまの保険制度です

全管連
管工事

賠償補償制度

請負業者特約条項+生産物特約条項+施設所有管理者特約条項セット
(賠償責任保険年間包括契約)

工事中や引渡し後における第三者に対する賠償事故を補償

掛金率の改定と
基本補償の拡大により
掛金が改定となります。
詳しくは11ページをご覧ください。

工事補償制度

建設工事保険+工事の目的物に関する特約+総括契約に関する特約等セット
(工事保険年間包括契約)

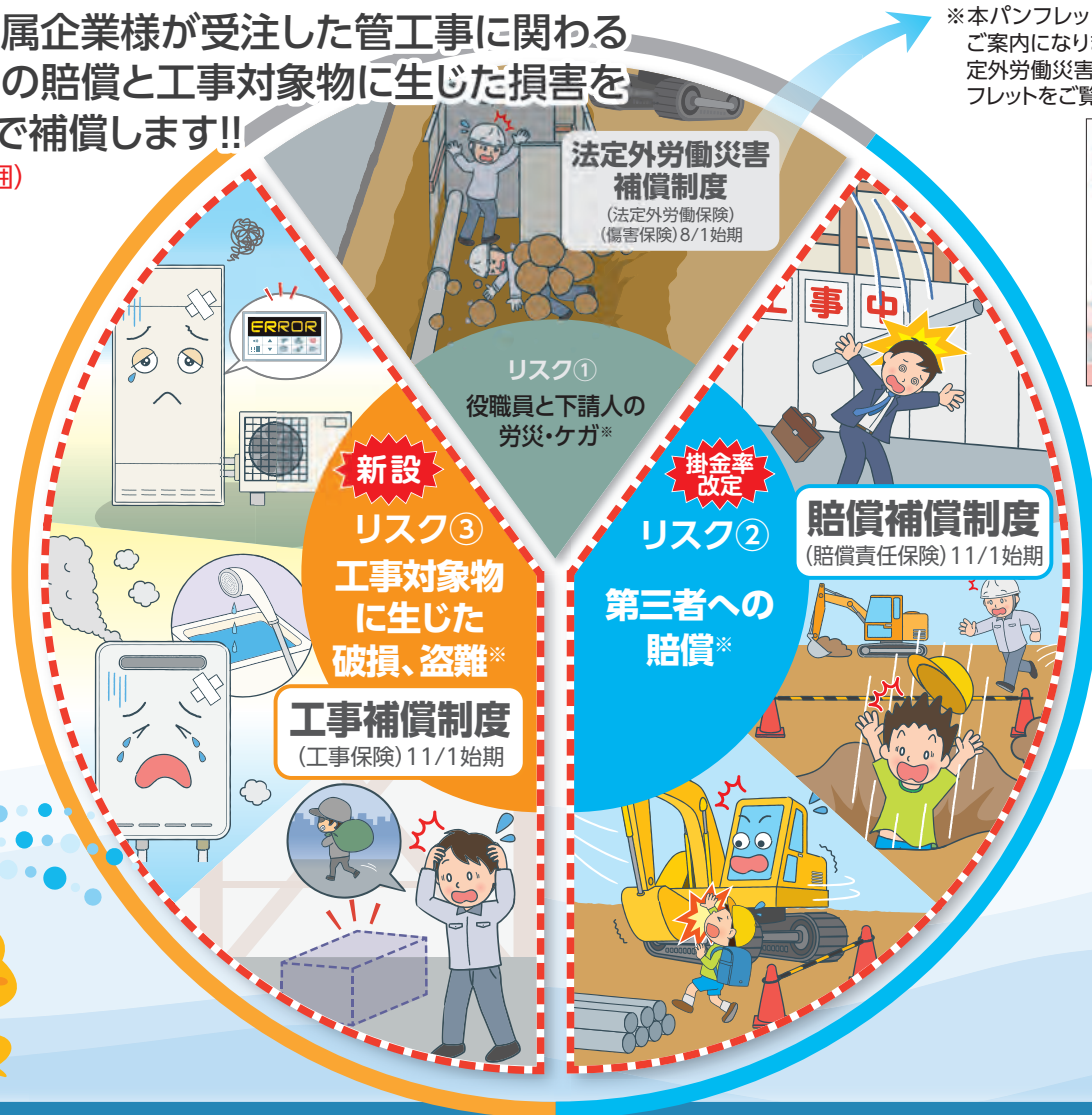
工事対象物に関わる不測かつ突発的破損事故を補償

2026年度
制度新設しました!!
詳しくは8ページをご覧ください。

全管連所属企業様が受注した管工事に関わる
第三者への賠償と工事対象物に生じた損害を
トータルで補償します!!

(赤点線の範囲)

※本パンフレットはリスク②と③の
ご案内になります。リスク①は「法
定外労働災害補償制度」の別パン
フレットをご覧ください。



目次

- | | | |
|-----------------------|-----------------------|-----------------------|
| ● 本制度の概要と特長 …………… 1 | ● 工事補償制度の補償内容 …………… 8 | ● ご加入手続き方法 …………… 19 |
| ● 賠償補償制度の補償内容 …………… 3 | ● 賠償補償制度の保険金額と掛金 … 11 | ● 保険のあらまし …………… 20 |
| ● 地盤崩壊危険補償特約 …………… 6 | ● 工事補償制度の保険金額と掛金 … 15 | ● 万一事故にあわれたら …………… 21 |

全国管工事業協同組合連合会

<https://zenkanren.jp>



全管連所属事業者の皆さまが トータルにカバーす

工事中はもちろん、引渡し後の賠償や工事対象物の破

工事中

掛金率の
改定

工事中や
引渡し後における
第三者に対する
賠償事故

第三者賠償補償サポート (請負業者賠償責任保険)

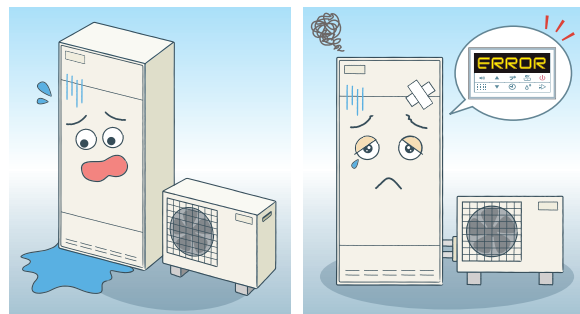


工事用資材の飛散、
落下により
通行人(第三者)に
ケガをさせた

新設

工事の対象物に
生じた
破損、盗難事故

工事補償サポート (建設工事保険)



施工ミスにより
工事対象物が
損傷した。



全管連の賠償補償制度、工事補償制度の特長

特長
1

全管連のスケールメリットを活かした割引を適用した低廉な掛金!

特長
2

賠償補償制度には、オプションで地盤崩壊危険補償をセット可能!

汎用商品で免責となっている掘削予定深度45度以内の事故も補償する「45度免責無プラン」もご用意しております。

特長
3

2026年度から賠償補償に加え、工事補償も制度新設!

特長
4

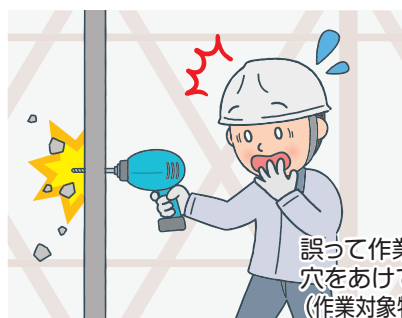
保険期間中に施工する全ての組立(設備)・土木・建築工事を包括補償します。

抱えるさまざまなリスクを る補償制度です。

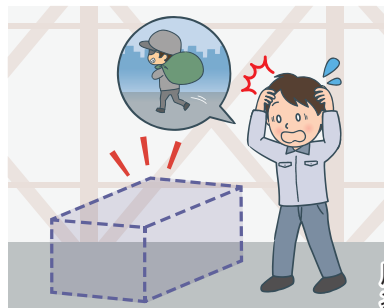


損に関わるリスクを幅広くカバー！

引渡し



誤って作業対象の壁に
穴をあけてしまった。
(作業対象物担保追加条項)



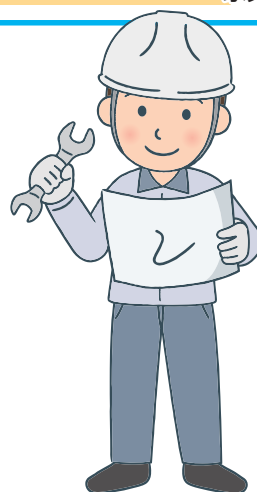
用意した工材の
盗難にあった。

引渡し後

第三者賠償補償サポート (生産物賠償責任保険)



配管の施工不良による
水漏れでお施主さまの
家具を汚損させた。



ご加入できる事業者様は？

(2025年8月現在)

全国管工事業協同組合連合会 (略称全管連)

会員団体 (全国各地に50)

所属団体576

(全管連の直接の会員団体ではなく、全管連会員団体に所属する団体)

所属事業者 (約1.4万社)

会員団体、所属団体に所属する所属事業者 (約1.4万社) がご加入可能です。



賠償補償制度の補償内容

1 制度概要（基本補償）

- ① 加入者（記名被保険者）が取得している建設業許可業種で、日本国内で行われる当該許可業務に関わる請負工事や作業に伴って生じる工事中の不測の事故によって、第三者への身体や財物を損傷したために、法律上の損害賠償金、争訟費用等に対し保険金をお支払いします。

【対象としない工事の設定について】＊損保ジャパンの事前の承認が必要です。

⇒一部の工事を除いて加入することも可能です。その場合は除く工事の完成工事高が分かる公的書類の提出が必要になります。

※JV工事（甲型・乙型）を補償対象工事を含めることも可能です。対象としない場合は別途設定してください。詳細はP12をご覧ください。

3つの賠償リスクを補償しています。

工事・作業の遂行に
関連する
賠償責任の補償
(請負業者賠償)

工事完成引渡後に
関連する
賠償責任の補償
(生産物賠償)

施設等に
関連する
賠償責任の補償
(施設所有管理者賠償)

② 工事中の事故 ＜ 請負業者賠償責任保険 ＞

工事遂行中に生じた偶然な事故によって、第三者の身体障害または財物損壊が発生した場合に、法律上の賠償責任を負担することによって被る損害を補償します。

自動セット

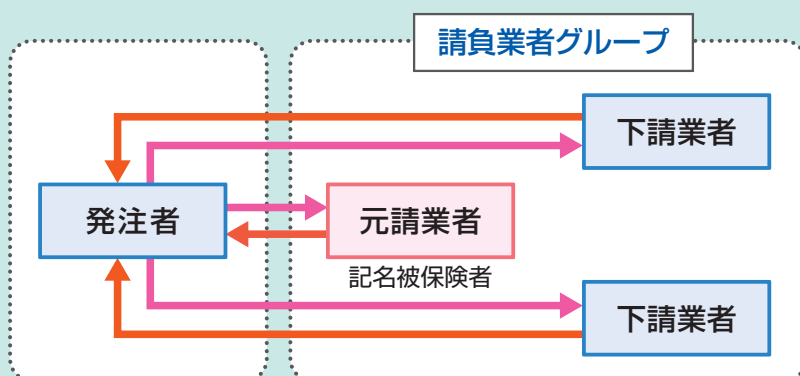
交差責任担保追加条項(Both-Way) 発注者責任を補償します！

＜補償内容＞追加被保険者に発注者を加える(発注者と第三者の事故についても補償対象)とともに、請負業者グループから発注者に対する賠償責任を補償対象とします。更に発注者(=加害者)から請負業者グループ(=被害者)に対する賠償責任についても補償します。ただし、元請業者と下請業者との間や下請業者同士との間に発生した事故については、補償の対象外となります。

＜被保険者相互間の交差責任＞

元請業者を記名被保険者としてご契約いただいた場合のイメージ図

BOTH-WAY



作業対象物担保追加条項

工事中および作業遂行中に、作業※の対象物を損壊したことによる賠償事故を補償します。

〈補償内容〉作業対象物^(注1)の損壊について、被保険者が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害を補償します。

(注1) 作業^(注2)の対象物であって、所有財物^(注3)および受託財物^(注4)は含みません。

(注2) 被保険者によって、または被保険者以外の者によって行われる作業をいい、加工、修理、保守、点検、清掃および洗浄を含みます。

(注3) 被保険者が所有する財物をいい、所有権留保条項付売買契約に基づいて購入した財物を含みます。

(注4) 次の①から④までに掲げる財物をいいます。 ①借用財物 ②支給財物 ③販売・保管・運送受託物 ④作業受託物

2026年11月1日保険始期からオプションでなく、自動セット化しました。

補 償 内 容

事故対応特別費用 担保追加条項	●事故が発生し、被保険者が国内において提起された損害賠償請求訴訟に対処するために支出した次の費用を補償します。 ①文書作成費用 ②交通費・宿泊費 ③使用人等の超過勤務手当 ④事故の再表現実験、原因調査費用 ⑤増設コピー機の賃借費用 ⑥臨時雇入費用 ●事故が発生し、損害賠償請求提起のおそれがある場合に被保険者が支出した次の費用を補償します。 ①現場保存、状況調査・その記録の費用 ②事故原因・状況の調査費用 ③事故現場の取り片付け等の費用 ④使用人等を事故現場へ派遣するための人件費、交通費、宿泊費等の費用 ⑤通信費用
被害者対応費用 担保追加条項	事故が生じたことにより、保険金が支払われる損害が発生するおそれを被保険者が知った時点において、被保険者がその対処のために支出した次の①または②の費用を補償します。 ①対人見舞費用：事故により他人の身体の障害が発生したことに対する見舞金または見舞品の購入費用 ②対物見舞費用：事故により他人の財物の損壊が発生したことに対する見舞金または見舞品の購入費用

③引渡し後の事故＜生産物賠償責任保険＞

引渡し後に生じた偶然の事故によって、第三者の身体障害または財物損壊が発生した場合に、法律上の賠償責任を負担することによって被る損害を補償します。

④施設（事務所、資材置き場など）の所有・使用または管理に起因する事故＜施設所有管理者賠償＞

施設・設備等の所有、使用もしくは管理上の事故によって第三者の身体に障害を与えたり、その財物に損害を与えた場合。

2 補償の対象となる方（被保険者）

①加入者（記名被保険者） ②加入者の役員および使用人 ③加入者の下請負人

④加入者の下請負人の役員および使用人

※②③④は、貴社の業務に関するかぎりにおいて、補償の対象（被保険者）となります。

3 事故の例 （全管連管工事賠償補償制度における過去の事故より）

工 事 中	下水道工事の際、掘削機を使用していたところ、下水道工事に関係のない、隣に通っていたケーブルを傷つけてしまった。保険金支払額約507万円。
工事完成・ 引渡し後	○マンションの一戸で給排水管工事を行った。後日、工事部分から水漏れが発生し、工事をした部屋の下の部屋に損害が発生した。保険金支払額約105万円。 ○新築工事の配管工事完了後、水濡れが見つかり、工事場所以外の床板等が汚損し損害賠償を受けた。保険金支払額約68万円。

※個別の事故内容や状況によっては補償対象外となる場合があります。



賠償補償制度の補償内容

4 お支払いする保険金

賠償責任保険では、被保険者(保険の補償を受けられる方)に法律上の損害賠償責任が生じた場合、被害者に対して支払わなければならない損害賠償金(自己負担額を設定している場合は自己負担額を控除した額)を保険金額の範囲内でお支払いします。法律上の損害賠償責任が生じないにもかかわらず、被保険者に支払われた賠償金、見舞金等は保険金のお支払対象となりません。

損害賠償金	身体賠償 … 治療費・休業損失・慰謝料など
	財物賠償 … 修理費など(被害にあった財物の時価額をこえない範囲) 被害者に対する応急手当、緊急措置などの費用／訴訟になった場合の訴訟費用*や弁護士報酬* ※損保ジャパンの事前の承認が必要です。

5 補償の対象とならない主な事故

1	被保険者(これらの者が法人である場合は、その役員とします。)の故意によって生じた賠償責任。ただし、保険金を支払わないのは、その被保険者が被る損害にかぎります。
2	地震、噴火、洪水、津波またはこれらに類似の自然変象に起因する賠償責任
3	記名被保険者および記名被保険者の使用人等が記名被保険者の業務に従事中に被った身体の障害によって生じた賠償責任
4	被保険者と他人との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定によって加重された賠償責任
5	記名被保険者が所有、使用または管理する財物(注)の損壊について、その財物に対して正当な権利を有する者に対して負担する賠償責任 (注)『管理財物』といいます。
6	サイバー攻撃により生じた事象に起因する損害
7	土地の沈下、隆起、移動、振動または土砂崩れに起因する土地の工作物、その収容物もしくは付属物、植物または土地の損壊(オプション 地盤崩壊危険補償特約をセットしない場合)
8	航空機、昇降機、自動車または施設外における船、車両(自動車および原動力がもっぱら人力である場合を除きます。)もしくは動物の所有、使用または管理(貨物の積み込みまたは積み下し作業を除きます。)に起因する賠償責任
9	支給財物の損壊に起因する賠償責任
10	生産物または仕事のかしに基づく生産物(その生産物そのものをいい、その他の部分を含みません。)または仕事の目的物(作業対象となった箇所をいい、その他の部分を含みません。)自体の損壊に対する賠償責任(その生産物もしくはその仕事の目的物の使用不能または廃棄、検査、修理、交換、取りこわしもしくは解体に起因する賠償責任を含みます。)

など

地盤崩壊危険補償特約

基本補償で補償対象外となる地下工事、基礎工事、掘削工事に伴う地盤崩壊による賠償事故を補償します。ご加入者(被保険者)が行う地下工事、基礎工事または、土地の掘削工事に伴う次のいずれかに該当する場合にご加入者(被保険者)が被る損害に対して保険金をお支払いします。

- 土地の沈下、隆起、移動、振動もしくは土砂崩れに起因する土地の工作物、その収容物もしくは付属物、植物または土地の損壊
- 土地の軟弱化または土砂の流出もしくは流入に起因する地上の構築物(基礎および付属物を含みます。)その収容物もしくは土地の損壊

1 対象となる主な工事、対象とならない主な工事

対象となる
主な工事

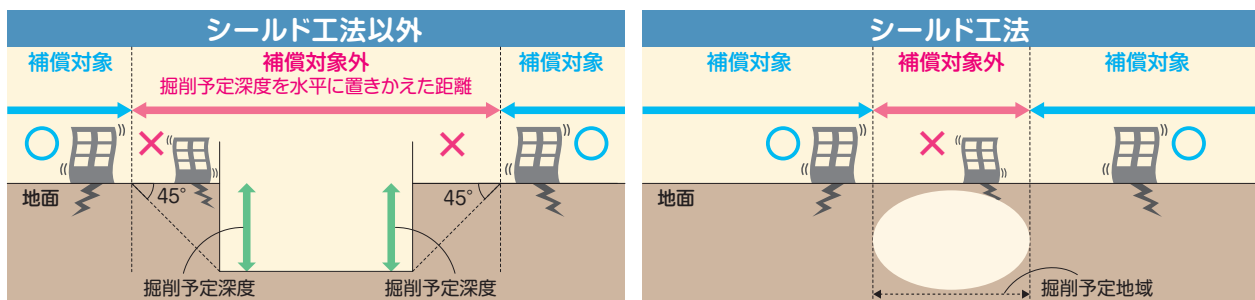
ビル工事・機械、装置、鋼構造物の据付または組立工事・道路工事・鉄道工事・構梁工事・トンネル工事(沈埋トンネル工事を除きます。）・地下鉄工事・上下水道工事・地下街、地下駐車場等の大規模掘削工事・土地造成工事・河川工事(漁業権侵害、滅失、き損もしくは汚損に起因する損害を除きます。)

対象とならない
主な工事

ダム工事・砂防工事・海岸工事・港湾工事・沈埋トンネル工事・埋立工事

2 プランと保険金額

標準プラン(45度免責有プラン)



財物賠償

1事故 **2,000万円**

保険期間中 **4,000万円**

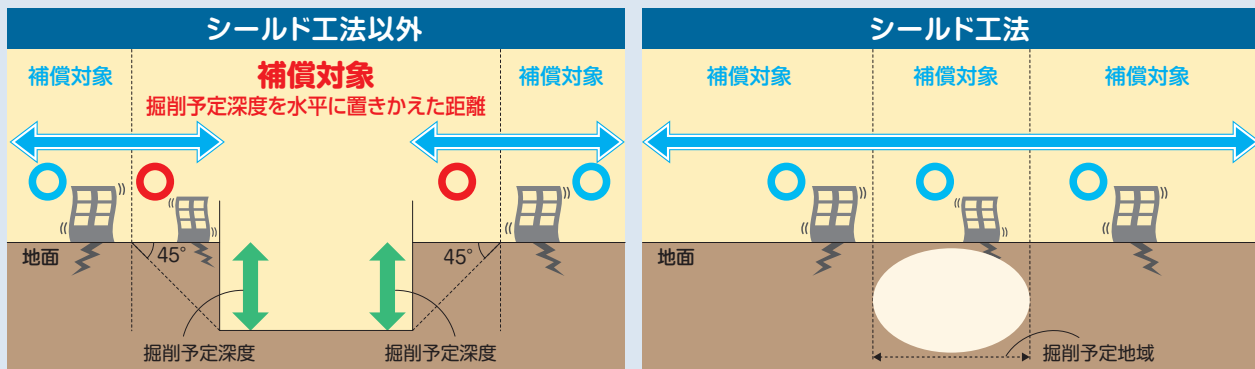
免責金額(自己負担額)

1事故につき

5万円

充実プラン(45度免責無プラン)

標準プランでは保険金のお支払対象とならない区域で生じた財物の損壊による賠償損害についても、保険金を支払います。



財物賠償

1事故、保険期間中通算

2,000万円

免責金額(自己負担額)

1事故につき

5万円



地盤崩壊危険補償特約の加入方法

1

地盤崩壊危険補償特約は「年間包括契約方式」と「1工事契約方式」の2パターンからお選びいただきます

(1) 年間包括契約方式

管工事賠償補償制度と同時に地盤崩壊危険補償特約にご加入いただきます。

11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月
地盤崩壊危険補償特約											
基本補償（年間包括契約）											

(2) 1工事契約方式

管工事賠償補償制度にご加入いただき、土地の掘削にかかる工事は1工事契約にご加入いただきます。

11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月
			1工事契約						1工事契約		
基本補償（年間包括契約）											

2

年間包括契約方式と1工事契約方式の違い

	年間包括契約方式	1工事契約方式
保険期間	1年間	工事期間 (毎月1日付・1ヶ月単位での契約)
掛金算出の基礎数値	直近会計年度(1年間)の完成工事高	工事毎の請負金額
掛金のお支払方法	口座引落	団体へ振込
手続き	ご契約時のお手続きのみ	工事毎にお手続きが必要

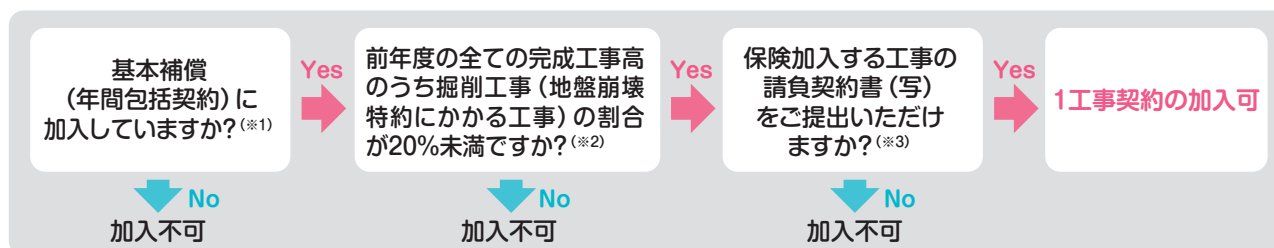
3

ご加入の条件

	年間包括契約方式	1工事契約方式
条 件	条件なし (全所属員企業にご加入いただけます)	以下の条件を満たす所属事業者 ●基本補償（年間包括契約）に加入している所属事業者 ●前年度の全ての完成工事高のうち掘削工事（地盤崩壊特約にかかる工事）の割合が20%未満の所属事業者（※） ※経営規模等評価結果通知書・決算書・請負契約書等で確認してください。 ●請負契約書（写）を提出できること。

4

1工事契約加入確認の流れ



(※1) 基本補償（年間包括契約）への加入が必須となっています。

(※2) 年間包括契約方式として加入してください。

(※3) 必須資料になるためご提出をお願いします。

制度
新設

工事補償制度 (建設工事保険に各種特約をセット) の補償内容

工事中における工事対象物に生じた損害を補償します。

1 制度概要 (基本補償)

工事中に工事場内で火災・落雷・台風などの不測かつ突発的な事故により工事対象物 (保険の対象となる物) に生じた損害に対し、保険金をお支払します。年間完成工事高100億円以下の会員さま向けの制度です。また、解体工事、浚渫 (しゅんせつ) 工事のみを行う会員さまはご加入できません。

保険期間中であっても、保険責任は工事の目的物の引渡しするとき (工事の目的物の引渡しを要しない場合は、その工事が完了したとき) をもって終了します。

2 補償の対象となる方 (被保険者)

①加入者 (記名被保険者) ②加入者の役員および使用人※ ③加入者の下請負人※ ④加入者の下請負人の役員および使用人※ ※②③④は加入者の業務に関するかぎりにおいて、補償の対象 (被保険者) となります。

3 事故の例 (損保ジャパン建設工事保険における過去の事故より)

給用水配管の組立時に閉止プラグを取付けるのを忘れて通水テストを実施したため、漏水して水が階下の空調用自動制御内に流入して盤内の配線機器が絶縁破壊した。	約390万円
配管材 (銅管) を盗難された。	約80万円
エコキュートの設置工事中に工具を落下させてしまい大きな傷をつけてしまった。	約20万円

4 契約方式と補償の対象となる工事

契約方式	補償の対象となる工事
年間包括契約方式	ご加入者 (記名被保険者) が保険期間中に日本国内で施工する建築、組立、土木工事 (元請、下請工事) ●JV (共同施工方式) については、パンフレット14ページをご参照ください。 ●ご希望により対象工事を元請工事のみ、公共工事のみ、民間工事のみとすることも可能です。

5 補償の対象とならない主な工事

1	工事で請負金額が30億円を超える工事
2	発電用プラント (火力・原子力・水力・風力等)
3	最大出力5メガワット超の太陽光発電所 (建物の屋根、屋上に設置するものを除きます。)
4	原子力発電所内の物件
5	電力ケーブル (埋設・架空・海底を問いません。架空送電線、光ファイバーケーブルを除きます。)
6	石油精製・石油化学
7	海洋リスク物件 (海底パイプライン、海底ケーブル等)
8	鉱業の地下設備
9	ガスタービン発電機
10	解体、撤去、分解、浚渫 (しゅんせつ) または取片付け工事のみを施工する工事 (解体、撤去、分解、または取片付け工事は、建物の建築・増築に付随して行われる場合でも対象工事とはなりません。)
11	工事請負契約に基づかない、もしくは工事請負契約書がない工事

※補償の対象とならない工事がある場合は、当該工事分の完成工事高を除いた金額で掛金を算出します。

など



制度
新設

工事補償制度 (建設工事保険に各種特約をセット) の補償内容

6 補償4つの安心

安心
1

外来の危険による損害も安心

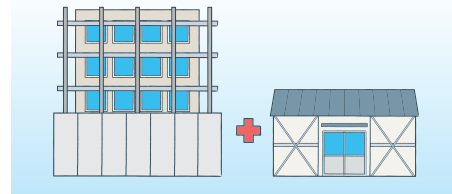
- 台風・暴風・水災などの自然災害のみならず、盗難・放火などの外来の危険による損害や火災・爆発
- 施工ミスなどによる損害も補償します。



安心
2

工事場内外の仮設置き場・仮設倉庫も安心

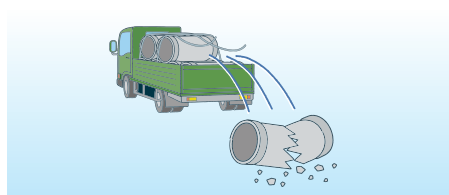
工事場内のみならず、対象工事専用の工事場内外の仮設置き場・仮設倉庫も含まれます。



安心
3

運搬中も安心

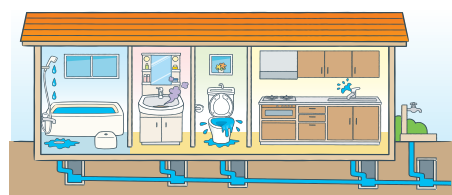
工事用材料および工事用仮設材については、仮設資材置き場等から工事場内までの被保険者である工事業者による運搬中および工事場内における輸送機関からの荷卸中に生じた損害も補償対象となります。



安心
4

支給材も安心

発注者などから支給された請負金額に含まれていない工事用材料または工事用仮設材などに損害が生じた場合、工事請負金額の10%または20万円のいずれか大きい額まで工事対象物の復旧費用として加算されます。



7 工事対象物の範囲

(1) 工事の目的物

新たに建築、設置、取付などを行う「物」そのもののことで、請負契約上、完成後に引渡しをする工事物件（引渡しのない工事の場合は、完成させることを目的とする工事物件）のことです。建築、設置、取付作業などに伴い、既設物（既設建物の壁・天井や既設の機械・装置など）に作業を加えた場合でも、既設建物の壁・天井や既設の機械・装置などの既設物は「工事の目的物」には含まれません。

(2) 工事の目的物に付随する仮工事の目的物

支保工、型枠工、支持枠工、足場工、土留工、防護工など

(3) 工事用仮設物

工事のために仮設される電気配線、配管、電話・伝令設備、照明設備、保安設備

(4) 工事用仮設建物

現場事務所、宿舍、倉庫などおよびこれら収容されている什器・備品（家具、衣類、寝具、事務用具、非常用具など）

(5) 工事用材料および工事用仮設材

木材、鉄骨、セメントなど

※上記(3)～(5)の工事対象物（保険の目的）は対象工事専用のものに限りです。

※リース物件は、リース料（損料）が請負金額の内訳に含まれている場合に限り工事対象物に含まれます。

次のものは工事対象物には含まれません

- 据付機械である工事用仮設備（発電機、受変電設備等）・工事用機械器具（測量機、カメラ、クレーン等）、工具ならびにこれらの部品
- 自動車、船舶等、設計図書・証書、帳簿、通貨、有価証券等

8 お支払いする保険金（組立・土木・建築工事共通）

損害保険金 （右の1～4の合計額から、控除額を差し引いた額となります。）	①工事対象物の復旧費用	保険の対象となる事故によって工事対象物に生じた損害について、損害発生直前の状態に復旧するために直接必要となる費用。
	②工事対象物以外の復旧費用	工事対象物を修理するために、工事対象物以外の物を取りこわした場合、その物を取りこわし直前の状態に復旧するために要した費用。（1回の事故につき、300万円が限度となります。）
	③特別費用	工事対象物の復旧のために必要な残業、休日出勤および夜間勤務による割増賃金や、急行貨物割増運賃（航空貨物運賃は含みません。）などの費用。
	④損害防止費用	事故が発生したことを知った場合、損害の発生・拡大を防止するための必要または有益な費用のうち、損保ジャパンが認めた費用。
	支給材の取扱い	発注者などから支給された請負金額に含まれていない工事用材料などに損害が生じた場合は、工事請負金額の10%または20万円のいずれか大きい額まで1工事対象物の復旧費用として加算されます。
	工事用材料の取扱い	資材価格の高騰による場合でも復旧時の市場価格を基に復旧費を算出します。ただし、工事費の内訳書類に基づいた金額の120%を限度とします。
残存物取片づけ費用保険金	損害保険金をお支払いする場合、損害が生じた工事対象物の残存物を取り片づけるために必要な費用（解体費用、取りこわし費用など）に対して、お支払いする損害保険金の10%相当額を限度にお支払いします。	
臨時費用保険金	損害保険金をお支払いする場合、臨時に生じる費用に対して、お支払いする損害保険金の20%相当額を1回の事故につき500万円を限度にお支払いします。	

※（建築工事・組立工事の場合）特約火災保険（独立行政法人住宅金融支援機構等）に加入されている工事の目的物に損害が発生した場合は、その特約火災保険にて支払われる損害保険金を超過した金額のみお支払いの対象となります。

※被保険者である工事業者による資材運搬中の事故については控除額10万円を差し引いたうえで、100万円が限度となります。荷卸中の事故については他保険優先となります。

※水災危険および雪災危険による事故については、残存物取片づけ費用保険金はお支払いの対象となりません。

※水災危険および雪災危険による事故または土木工事における事故については、損害防止費用および臨時費用保険金はお支払いの対象となりません。

9 補償の対象とならない主な事故

1	保険契約者もしくは被保険者または工事現場責任者の故意もしくは重大な過失または法令違反によって生じた損害
2	風、雨、雹もしくは砂塵その他これらに類するものの吹込みまたはこれらのものの漏入によって生じた損害
3	次の事由によって生じた損害（これらの事由によって発生または拡大した損害を含みます。） ●戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変 ●暴動または騒擾（群衆または多数の者の集団の行動によって、数街区もしくはこれに準じる規模またはそれ以上の範囲にわたり平穏が害されるか、または被害を生じる状態をいいます。） ●労働争議中の暴力行為、破壊行為その他の違法行為または秩序の混乱 ●官公庁による差押え、徴発、没収または破壊 ●地震もしくは噴火またはこれらによる津波・核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物の放射性、爆発性その他の有害な特性の作用またはこれらの特性による事故、およびその他の放射線照射または放射能汚染
4	残材調査の際に発見された紛失または不足の損害
5	保険の目的が保険証券記載の工事以外の用途に使用された場合において、その使用によってその使用部分に生じた損害
6	保険の目的の性質もしくは欠陥またはその自然の消耗（さび、スケール等を含みます。）もしくは劣化
7	完成期限もしくは納期の遅延または能力不足その他の債務不履行により損害賠償責任を負担することにより被った損害
8	保険の目的の設計、材質または製作の欠陥を除去するための費用
9	保険の目的である土木工事について生じた次の損害または費用・土砂の圧密沈下のため追加して行った埋立、盛土または整地工事の費用・掘削工事に伴う余掘りまたは肌落ちの損害・湧水（土砂水を含みます。）の止水または排出費用 など
10	テロ行為またはテロ行為の結果として生じた損害（日本国内において行われる工事は、保険金額が15億円以上の場合にかぎりません。）
11	サイバー攻撃等の結果として生じた損害。ただし、保険の目的に火災、破裂または爆発が生じた場合を除きます。

など



賠償補償制度の保険金額と掛金

1 保険期間

2026年11月1日午後4時から2027年11月1日午後4時までの1年間※

○中途加入の場合は加入月の翌月1日午前0時から2027年11月1日午後4時までとなります。

(※) 11月1日付で新規に加入された場合には、保険始期日11月1日午前0時から補償を開始します。

2 基本補償の保険金額（お支払限度額）

基本補償	身体賠償	財物賠償
工事中の事故 (請負賠償責任保険)	1名 2億円 1事故 5億円	1事故 1億円
引渡し後の事故 (生産物賠償責任保険)	1名 2億円 1事故・期間中 5億円	1事故・期間中 1億円
施設の所有・使用または管理に起因する事故 (施設所有管理者賠償責任保険)	1名 2億円 1事故 5億円	1事故 1億円

自動セットしている主な特約 【請賠】交差責任担保追加条項 (Both-Way)、作業対象物担保追加条項
【施設賠】漏水担保追加条項

【共通】

(1) 被害者対応費用担保追加条項

2026年11月1日
保険始期から
自動セット

保険金額・自己負担額 (自己負担額: 0万円)			
支払限度額			
被害者1名 (法人の場合は1法人)	対人見舞費用	死亡の場合	10万円
		死亡以外の場合	2万円
	対物見舞費用		2万円
保険期間中		1,000万円	

(2) 事故対応特別費用担保追加条項

(除く受託者特約条項・自動車管理者特約条項用)

2026年11月1日
保険始期から
自動セット

保険金額・自己負担額

保険期間中 **1,000万円**
(自己負担額: 0万円)

重要

ご確認ください

3 掛金率の変更について

以下3つの要因により、2026年11月1日保険始期契約から賠償責任保険の保険料率が、昨年度比で平均約7%引き上げとなることに伴い、掛金率も改定となります。

要因① 国内の物価上昇傾向

お支払保険金は、損害が発生した時点の物の価格、修理代金に影響を受けるため、物価上昇と同様に高くなっていく傾向となります。今後も物価は上昇傾向と予想され、保険金のお支払額にも引き続き影響を与えると見込まれるため、その影響を保険料率に反映させました。

要因② 損保ジャパンの賠償責任保険（企業分野）の損害率

損保ジャパンが引受している企業分野のすべての賠償責任保険において、業種や補償内容等、区分単位の過去の損害率（お支払保険金÷保険料）に基づいた保険料率へ見直しを行いました。

なお、本年度も全管連単体の損害率に係る保険料率見直しはありません。

要因③ 現行オプション補償の自動セット化

これまでオプションだった「事故対応特別費用担保追加条項」と「被害者対応費用担保追加条項」が、損保ジャパンの商品改定により、自動セット（基本補償に組込）となりました。

保険料率は、現状オプションをセットしていないまたは片方のみセットされている方は引上げ、両方セットされている方は引下げとなります。なお、要因①と②の影響により、両方セットされている方も掛金がアップする場合があります。

4 月額掛金率 (100万円あたり)

ご加入タイプ (自己負担額) と
月額掛金率
基本補償の月額掛金率

		プランⅠ 自己負担額 0円 ・身体賠償 10万円 ・財物賠償 10万円	プランⅡ 自己負担額 0円 ・身体賠償 0万円 ・財物賠償 3万円
完成工事高	100万円以上 ～1億円未満	148円	260円
	1億円以上 ～3億円未満	146円	241円
	3億円以上 ～5億円未満	145円	199円
	5億円以上～10億円未満	142円	160円
	10億円以上～20億円未満	132円	149円

5 年間掛金 (例)

本保険は、保険料を最近の会計年度の年間完成工事高から算出し、通知・精算を不要とする契約方式 (確定保険料方式) となっています。

「個々の工事内容の通知」と「確定精算の手続きは不要です。」

		プランⅠ 自己負担額 0円 ・身体賠償 10万円 ・財物賠償 10万円	プランⅡ 自己負担額 0円 ・身体賠償 0万円 ・財物賠償 3万円
完成工事高	5,000万円	88,800円	156,000円
	1億円	175,200円	289,200円
	3億円	522,000円	716,400円
	5億円	852,000円	960,000円
	10億円	1,584,000円	1,788,000円



年間包括契約方式 地盤崩壊危険補償特約の月額(年間)掛金(例)

1年間の完成工事高	標準プラン(45度免責有)	充実プラン(45度免責無)
5,000万円	2,960円(35,520円)	5,670円(68,040円)
1億円	5,920円(71,040円)	11,340円(136,080円)
3億円	17,750円(213,000円)	34,000円(408,000円)
5億円	26,670円(320,040円)	51,250円(615,000円)
10億円	41,670円(500,040円)	80,000円(960,000円)

月額掛金 算出の方法

●必ず、直近会計年度(1年間)の完成工事高(100万円あたり)に基づき掛金を算出してください。

○ご加入の際には、直近の決算資料等の完成工事高がわかる資料を提出していただきます。この保険契約の保険料を定めるために用いる「保険料算出基礎」は直近の会計年度における保険料算出基礎完成工事高となっており、保険期間終了後の確定精算はありません。ただし、保険料が1,000万円超となる場合は確定精算が必要となります。

基本補償

●ご希望のタイプを選択のうえ、以下の計算式で掛金を算出してください。

$$\left[\begin{array}{c} \text{完成工事高(百万円)} \\ \text{(10円未満四捨五入し、10円単位)} \end{array} \times \begin{array}{c} \text{基本補償の月額掛金率} \\ \text{(10円未満四捨五入し、10円単位)} \end{array} \right] + \begin{array}{c} \text{地盤崩壊危険補償特約の月額掛金} \\ \text{※地盤崩壊危険補償特約を付帯する場合} \end{array} = \begin{array}{c} \text{月額掛金} \\ \text{円} \end{array}$$

※本制度の最低掛金は、完成工事高1,000万円で作出した掛金となります。直近会計年度(1年間)の完成工事高が1,000万円未満の場合は、完成工事高1,000万円で作出した掛金が適用となります。

※掛金には、保険料の他に、制度運営費(掛金の約30%相当)が含まれています。(制度運営費はこの補償制度の運営上必要な費用に充当するための費用です。)その為、引落後後の返金はできません。

事故(保険金の支払い)があった場合の掛金

事故(保険金の支払い)があった場合は、月額掛金に30%の割増がかかる場合があります。

また事故(保険金の支払い)が3件以上あった場合は、全管連にて協議を行い、次年度以降の更改を見合わせる可能性を含め、お引受条件を変更させていただく場合がありますこと、予めご了承ください。

1 工事契約方式 地盤崩壊危険補償特約

保険金額

基本補償	身体賠償	財物賠償	自己負担額
【1工事契約の主契約】 工事中の事故(請負賠償補償)	1名 2,000万円 1事故 2,000万円	1事故 2,000万円	①身体賠償10万円 財物賠償10万円 ②身体賠償0万円 財物賠償3万円
地盤崩壊危険補償特約	—	標準プランの場合 1事故 2,000万円 期間中 4,000万円 充実プランの場合 1事故 2,000万円 期間中 2,000万円	5万円

保険期間

請負契約の工事開始日から完成引渡時までとなります。

(保険始期は毎月1日付で、保険開始日の午前0時から、終期は保険期間の満了日の午後4時までとなります。ただし、保険期間の開始は加入依頼書一式のご提出・掛金のお振込みが完了してからとなります。)

※工期が延長となる場合は、変更後の請負契約書をご提出願います。

1工事の掛金(例)

1工事の完成工事高	標準プラン(45度免責有)	充実プラン(45度免責無)
1,000万円	16,630円	29,630円
3,000万円	49,890円	88,890円
5,000万円	83,150円	148,150円
1億円	165,400円	295,400円

※工事期間3か月、1工事契約主契約の自己負担額を10万円で試算しています。 ※工事毎の掛金は取扱代理店または損保ジャパンへお問い合わせください。

●お支払いいただく掛金

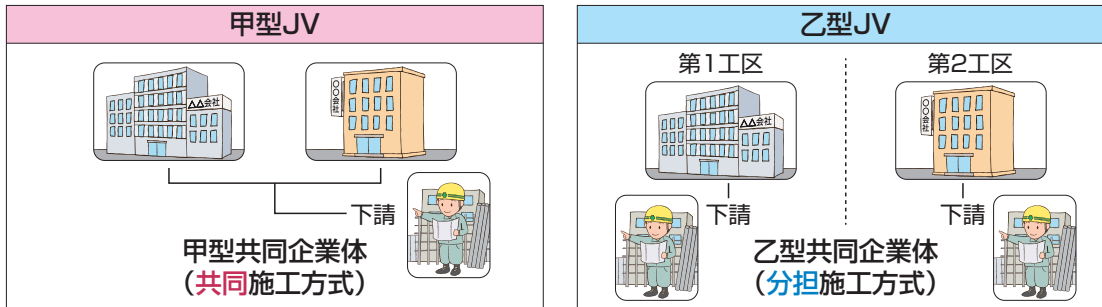
上記の「1工事の掛金(例)」に別途「管工賠本体(基本補償:年間包括契約)」の掛金も一緒にお支払いいただきます。

※掛金には、保険料の他に、制度運営費(掛金の約30%相当)が含まれています。(制度運営費はこの補償制度の運営上必要な費用に充当するための費用です。)その為、引落後後の返金はできません。

ジョイントベンチャー工事 (JV工事) の取扱

①対象となる工事

甲型JV：構成員は出資割合に応じて資金・人員・機材等を供与し施工する。
乙型JV：各構成員が工事を分割し、それぞれの分担工事分を施工する。



②補償の対象となる方 (被保険者)

- ①加入者 (記名被保険者) ②加入者の役員および使用人 ③加入者の下請負人 ④加入者の下請負人の役員および使用人
⑤他の構成員 (共同企業体を構成する記名被保険者以外の者)
※⑤は甲型JVのみ被保険者になります。

③ご契約時の注意点

完成工事高にJV工事の完成工事高を含めて申告してください。
※ (賠償補償年度のみ) JV工事を含めない場合は「対象としない工事を設定する場合の確認用紙」を提出してください。
詳細は取扱代理店または損保ジャパンへお問い合わせください。

④お支払いする保険金

甲型JVの場合

②記載の補償の対象となる方 (被保険者) が施工した箇所に起因して発生した偶然な事故により、法律上の賠償責任を負担することによって被る損害をお支払いします。

$$\text{計算式} \quad \text{お支払いする保険金} = (\text{損害賠償金} - \text{免責金額}) \times \text{出資割合}$$

事 案	
お支払い例	①自社が起こした事故の場合 プランIに加入中で自社出資割合 (責任分担割合) が30%の場合 工事中に自社従業員が手を滑らせてしまい工具を落とした。 工具が通行人に当たりケガをさせた。治療費100万円。 → お支払いする保険金 27万円 (100万円 - 10万円) × 30%
	②他の構成員 (他社) が起こした事故の場合 プランIIに加入中で自社出資割合 (責任分担割合) が20%の場合 工事中に他社従業員がコンボ操作中にお客様の車両と接触。 全損となり弁償。車両価格500万円 → お支払いする保険金 99.4万円 (500万円 - 3万円) × 20%

甲型JV工事全体が補償対象となりますが、事故の際はご加入者の甲型JV (共同施工方式) における出資比率を乗じた額を保険金としてお支払いします。

※請負業者特約条項のみ補償します。生産物特約条項・施設所有管理者特約条項は補償対象外です。

乙型JVの場合

②記載の補償の対象となる方 (被保険者) が施工した箇所に起因して発生した偶然な事故により、法律上の賠償責任を負担することによって被る損害をお支払いします。

⑤保険金のご請求時にご提出いただく書類

被保険者または保険金を受け取るべき方 (これらの方の代理人を含みます。) が保険金の請求を行う場合は、次表の書類のうち、事故受付後に引受保険会社が求めるものをご提出いただきます。
詳細は取扱代理店・損保ジャパンにお問い合わせください。

保険金のご請求に必要な書類	書類の例
(1) 引受保険会社所定の保険金請求書	引受保険会社所定の保険金請求書
(2) 引受保険会社所定の事故内容報告書およびその他これに類する書類 (注) (注) 事故発生の状況・日時・場所、事故の原因、損害または費用発生の有無を確認するための書類をいいます。	引受保険会社所定の事故内容報告書、罹災証明書、盗難届出証明書 等
(3) 損害または費用の発生を確認する書類	復旧工事見積書、復旧工事の工程表 (写)、復旧工事出面表 (写)、請負工事の工程表 (写)、作業日報 (写)、リース契約書 (または納品書) (写)、損害が生じた物の全体像および被害箇所・被害の程度のわかる写真、残存物取片づけ費用・原状復旧費用・航空物輸送運賃に関する領収書・明細書 等
(4) 保険の対象および工事の内容を確認する書類	請負工事契約書 (写)、JVの場合にはJV協定書 (写)、工事概要書・仕様書 (写)、請負工事金額内訳書 (写)、実行予算書 (写)、請負工事の工程表 (写)、作業日報 (写)、工事設計時図面、固定資産台帳・取得時の領収書・売買契約書 (写)、保険の対象を撮影した写真 等

工事補償制度の保険金額と掛金

1 保険期間

2026年11月1日午後4時から2027年11月1日午後4時までの1年間※

○中途加入の場合は加入月の翌月1日午前0時から2027年11月1日午後4時までとなります。

(※) 11月1日付で新規に加入された場合には、保険始期日11月1日午前0時から補償を開始します。

2 対象となる工事と保険金額（お支払限度額）

(1) 対象となる工事

設備工事（組立保険）

配管工事、電気工事、各種機械の据付設置工事などのほか、建築工事、土木工事以外のすべての工事

土木工事（土木工事保険）

上下水道工事、造園工事、道路工事、トンネル工事、河川工事など
(除く解体工事。浚渫工事)

建築工事（建築工事保険）

住宅・ビル等の建物の建築工事・増築・改築・内装・改修工事など

(2) お支払限度額

建築工事 組立工事	工事ごとの請負金額 (損害保険金に対して適用します。)
土木工事	1事故 1,000万円と工事ごとの 請負金額のいずれか低い額 1工事あたり 2,000万円 (損害保険金と残存物取片づけ費用保険金の合計に対して適用します。)

(3) 自己負担額

建築工事 組立工事	○火災・落雷・破裂・爆発による損害...なし ○その他の損害...10万円
土木工事	○火災・破裂・爆発による損害...なし ○盗難による損害...10万円 ○その他の損害・上下水道・造園工事...50万円 河川・トンネル・港湾・海岸・土地造成・ダム・災害復旧工事...300万円 その他の工事...100万円

3 加入パターン

加入パターンは以下6パターンを用意しております。

直近の工事請負状況から必要な補償範囲のパターンを選択してください。

○ = 補償対象 × = 補償対象外

公共工事	民間工事	元請工事のみ	元請・下請工事
○	×	パターン1	パターン2
×	○	パターン3	パターン4
○	○	パターン5	パターン6

4 工事保険の検討方法

Step1 必要資料のご用意

補償対象とする工事範囲の判別および保険料算出の基礎数値となる以下の資料をご用意ください。

過去1年間の対象工事の情報（工事の種類や業種、内容、売上高 等）

Step2 補償対象とする工事の範囲および割合を取扱代理店へご通知

- 補償対象とする工事（民間 or 公共+民間）、請負契約（元請 or 元請+下請）
- 全社完成工事高（直近決算値 or 設立初年は見込み値）の組立、土木、建築の金額内訳

工事対象範囲	元請工事のみ	※以下のような工事は対象工事から除外されます。 ①工事で請負金額が30億円を超える工事 ②解体、撤去、分解、浚渫または取片付けのみの工事 ③工事請負契約に基づかない、もしくは工事請負契約書がない工事 ④発電用プラント（火力、原子力、水力、風力等） ⑤日本国外でおこなわれる工事 など
	元請+下請工事すべて	
	民間工事のみ	
	公共工事と民間工事すべて	

⇒取扱代理店へ必要書類と一緒にご通知ください。

Step3 掛金のご案内 ⇒ 制度ご採用 ⇒ ご加入手続き ⇒ 加入証明書入手

ご通知内容およびご提出資料をもとに、取扱代理店から掛金をご案内させていただきます。

ご承諾いただけましたら、全管連・管工事工事補償制度加入依頼書、預貯金口座振替依頼書をご提出ください。

加入証明書は、後日弊社専用システムより入手可能となります。

5 年間掛金（例）

本保険は、保険料を最近の会計年度の年間完成工事高から算出し、通知・精算を不要とする契約方式（確定保険料方式）となっています。

「個々の工事内容の通知」と「確定精算の手続きは不要です。」

完成工事高	工事種類の割合		
	設備工事(組立) 100%	土木工事100%	建築工事100%
5,000万円	132,000円	109,920円	39,720円
1億円	220,080円	220,080円	78,120円
3億円	501,600円	660,000円	232,320円
5億円	703,920円	1,099,920円	383,760円
10億円	880,080円	2,200,080円	753,360円

年間完成工事高5,000万円（空調衛生設備工事2,500万円+水道本管工事2,500万円）の場合

空調衛生設備工事(管工事)
完工高：2,500万円
掛金：66,000円

+

水道本管工事(土木工事)
完工高：2,500万円
掛金：55,080円

=

掛金計
121,080円

●お支払いただく掛金

掛金には、保険料の他に、制度運営費（掛金の約10%相当）が含まれています。（制度運営費はこの補償制度の運営上必要な費用に充当するための費用です。）その為、引落とし後の返金はできません。

事故（保険金の支払い）があった場合の掛金

事故（保険金の支払い）があった場合は、月額掛金に30%の割増がかかる場合があります。

また事故（保険金の支払い）が3件以上あった場合は、全管連にて協議を行い、次年度以降の更改を見合わせる可能性を含め、お引受条件を変更させていただく場合がありますこと、予めご了承ください。

ご加入手続き方法

賠償補償制度・工事補償制度 年間包括契約方式

1. 申込手続き

新規・更改・中途加入共通

専用の「全管連・管工事賠償補償・工事補償制度 加入依頼書」にて申込みください。記入・押印しましたら取扱代理店までご提出ください。預金口座振替依頼書には金融機関お届け印を押印ください。

■必要書類

- 全管連・管工事賠償補償制度・工事補償制度 加入依頼書 ● 預金口座振替依頼書^(注)
- (注) 新規加入または継続加入で金融機関に変更のある場合は「預金口座振替依頼書」を提出してください。

2. 掛金の払込方法

掛金は指定する金融機関口座より毎月引き落としとなります。

補償開始月の22日(休日の場合は翌営業日)よりご指定の口座から毎月引き落としとなります。

工事補償制度は、収納代行手数料として、毎月別途200円(税込)が掛金に加算されます。

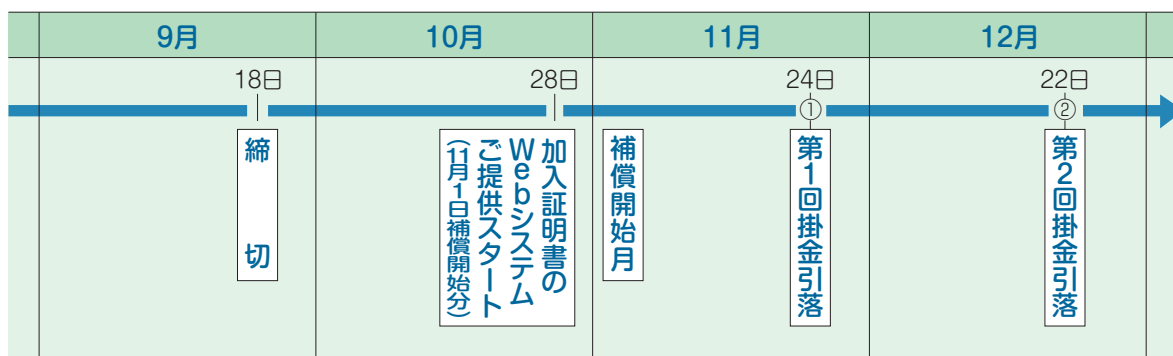
※引落が出来なかった場合(資金不足等の場合)は、翌月に再度引落の請求をいたします。2か月連続で引落が出来なかった場合は最初に引落できなかった月の1日をもって脱退となりますのでご注意ください。

3. 申込締切日

損保ジャパン必着の期限となります。

- (1) 2026年11月1日 補償開始の場合：2026年9月18日
- (2) 中途加入の場合：補償開始月の前月15日(土日祝日の場合は前営業日)
- (3) 変更・脱退の場合：変更月の前月15日(土日祝日の場合は前営業日)

■2026年11月1日より加入の場合のスケジュール



賠償補償制度のみ 1 工事契約方式※

1. 申込手続き

専用の「全管連・管工事賠償補償制度 加入依頼書（1工事契約用）」にて申込みください。記入・押印しましたら取扱代理店までご提出ください。

■必要書類

- 全管連・管工事賠償補償制度 加入依頼書（1工事契約用）
- 請負契約書(写)

2. 掛金の払込方法

掛金は以下の口座へお振込みをお願いします。

振込先口座	みずほ銀行 池袋支店 普通 2886763
	名義 全国管工事業協同組合連合会

● 補償開始前月25日(※)までにお振込みください。※25日が土日祝日の場合は前営業日

● 振込手数料はご加入者にご負担いただきます。

3. 申込締切日

損保ジャパン必着の期限となります。

補償開始月の前月15日(土日祝日の場合は前営業日)

■2026年12月1日より加入の場合のスケジュール

11月	12月	1月
16日 締切	25日 掛金振込締切日	補償開始月

※工事補償制度には、1工事契約方式はありません。

全額損金処理(※)できます。※今後、法改定により変更になる可能性があります。

また、実際の税務処理につきましては、税理士にご確認ください。

加入証明書発行前等、契約証明書が必要な場合は、パンフレットに記載のお問い合わせ先までご連絡ください。



●この保険のあらまし(契約概要のご説明)

1. 商品の仕組み

賠償補償制度	賠償責任保険普通保険約款に各種特約をセットした商品です。
工事補償制度	建設工事保険普通保険約款に各種特約をセットした商品です。

2. 保険契約者:全国管工事業協同組合連合会

3. 保険期間

新規契約	毎月1日の午後4時から2027年11月1日午後4時まで (例 2026年12月1日に補償を開始する場合:保険期間は2026年12月1日～2027年11月1日)
継続契約	2026年11月1日午後4時から2027年11月1日午後4時まで

4. 掛金払込方法:月払のみ

5. 申込締切日:パンフレット19ページ ご加入手続き方法をご参照ください。

6. 引受条件(保険金額、掛金 等):加入依頼書をご確認ください。

- (1)加入対象者:全国管工事業協同組合連合会の所属団体と会員団体所属事業者
(2)被保険者:パンフレット4ページと8ページ 補償対象となる方(被保険者)をご参照ください。
(3)掛金の払込と申込手続きの方法:パンフレット19ページ ご加入手続き方法をご参照ください。

7. 満期返れい金・契約者配当金:この保険には満期返れい金・契約者配当金はありません。

8. 掛金:保険料、制度運営費の合算金額をいいます。

- 賠償補償制度の制度運営費は、保険料の30%相当となります。
工事補償制度の制度運営費は、保険料の10%相当となります。

●賠償責任保険と建設工事保険は、保険種類に応じた特約条項および追加条項によって構成されています。特約条項および追加条項等の詳細につきましては、取扱代理店または損保ジャパンにご照会ください。

●加入依頼書等の記載内容が正しいか十分にご確認ください。

●この保険契約の保険適用地域は日本国内となります。

●この保険契約について、損害賠償請求が訴訟により提起された場合、損保ジャパンは日本国内の裁判所に提起された訴訟による損害のみを補償します。

●保険料算出の基礎となる請負金額、完成工事高等の、お客さまの保険料算出に特に関係する事項につきましては、加入依頼書等の記載事項が事実と異なっていないか、十分にご確認ください。相違がある場合は、必ず訂正や変更をお願いします。

●保険契約にご加入いただく際には、ご加入される方ご本人が署名または記名捺印ください。

●加入者証はWEBシステムにてご確認ください。なお、ご加入のお申し込み日から3か月を経過しても加入者証がWEBシステムにて確認できない場合は、パンフレット記載の問い合わせ先までお問い合わせください。

●この保険の保険期間(保険のご契約期間)は原則として1年間となります。個別の契約により異なる場合がありますので、実際にご契約いただくお客さまの保険期間につきましては、加入依頼書等にてご確認ください。

●引受保険会社が経営破綻した場合または引受保険会社の業務もしくは財産の状況に照らして事業の継続が困難となり、法令に定める手続きに基づき契約条件の変更が行われた場合は、ご契約時にお約束した保険金・解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。

●この保険については、ご契約者が個人、小規模法人(引受保険会社の経営破綻時に常時使用する従業員等の数が20名以下である法人をいいます。)またはマンション管理組合(以下あわせて「個人等」といいます。)である場合にかぎり、損害保険契約者保護機構の補償対象となります。

●補償対象となる保険契約については、引受保険会社が経営破綻した場合は、保険金・解約返れい金等の8割まで(ただし、破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は全額)が補償されます。なお、ご契約者が個人等以外の保険契約であっても、その被保険者である個人等がその保険料を実質的に負担すべきこととされているもののうち、その被保険者にかかる部分については、上記補償の対象となります。

●損害保険契約者保護機構の詳細につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

●クーリングオフ(ご契約のお申込みの撤回等)について

営業または事業のためのご契約はクーリングオフの対象とはなりません。

なお、クーリングオフとはご契約のお申込み後であってもお客さまがご契約を申し込まれた日からその日を含めて8日以内であれば、ご契約のお申し込みの撤回をすることができることをいいます。なお、次のご契約はクーリングオフのお申し出ができませんのでご注意ください。

- ①保険期間が1年以内のご契約
②営業または事業のためのご契約
③法人または社団・財団等が締結したご契約
④保険金請求権等が担保として第三者に譲渡されたご契約 など

詳しい内容につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

●ご契約を解約される場合には、取扱代理店または損保ジャパンまでお申し出ください。解約の条件によっては、損保ジャパンの定めるところにより保険料を返還、または未払保険料を請求させていただくことがあります。詳しくは取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

●保険責任は保険期間の初日の午後4時(※)に始まり、末日の午後4時(※)に終わります。

(※)加入依頼書等またはセットされる特約条項にこれと異なる時刻が記載されている場合にはその時刻となります。

●実際にご契約いただくお客さまの保険料につきましては、加入依頼書等にてご確認ください。

●「保険料の確定に関する追加条項」をセットする確定保険料方式のご契約となります。保険料をお客さまの最近の会計年度における保険料算出基礎数字により算出します。確定保険料方式でご加入いただきます場合、最近の会計年度の保険料算出基礎数字については、正確にご申告をいただきますようお願いいたします。

●取扱代理店は引受保険会社との委託契約に基づき、お客さまからの告知の受領、保険契約の締結・管理業務等の代理業務を行っております。したがって、取扱代理店とご締結いただいて有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものとなります。

個人情報取扱について

○保険契約者(団体)は、本契約に関する個人情報を、損保ジャパンに提供します。

○損保ジャパンは、本契約に関する個人情報を、保険引受・支払いの判断、本契約の管理・履行、付帯サービスの提供、損害保険等損保ジャパンの取り扱う商品・各種サービスの案内・提供、アンケートの実施、等(以下、「損保ジャパン業務」といいます。)を行うために取得・利用します。

また、下記①から⑤まで、損保ジャパン業務上必要とする範囲で、取得・利用・提供または登録を行います。

- ①損保ジャパンが、損保ジャパン業務のために、業務委託先(保険代理店を含みます。)、保険仲立人、保険金の請求・支払いに関する関係先(修理業者、医療機関、損害保険会社・共済、保険事故の当事者等)、等に提供を行い、またはこれらの者から提供を受けることがあります。
なお、これらの者には外国にある事業者等を含みます。
②損保ジャパンが、保険制度の健全な運営のために、一般社団法人日本損害保険協会、損害保険料率算出機構、他の損害保険会社、等に提供もしくは登録を行い、またはこれらの者から提供を受けることがあります。
③損保ジャパンが、再保険契約の締結や再保険金等の受領のために、国内

外の再保険会社等に提供を行うこと(再保険会社等から他の再保険会社等への提供を含みます。)があります。

④損保ジャパンが、国内外のグループ会社や提携先会社に提供を行い、その会社が取り扱う商品・サービスの案内・提供およびその判断等に利用することがあります。

⑤契約の更新時における保険引受・引受条件の判断等、契約の安定的な運用を図るために、被保険者(保険の対象となる方)の保険金請求情報等を契約者および加入者に対して提供することがあります。

なお、保健医療等のセンシティブ情報(要配慮個人情報を含みます。)の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。個人情報の取扱いに関する詳細(国外在住者の個人情報を含みます。)については損保ジャパン公式ウェブサイト(<https://www.sompo-japan.co.jp/>)をご覧ください。加入者および被保険者は、これらの個人情報の取扱いに同意のうえご加入ください。

保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
この保険では、各種工事・作業の事業者が、①請負工事(作業)中の事故、②請負工事(作業)を行うために被保険者が所有、使用または管理する施設(資材置場等)の欠陥あるいは管理上の不備が原因で生じた事故により、他人の身体の障害または財物の損壊について、法律上の賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。 保険金をお支払いする損害の範囲は下記のとおりです。 ①損害賠償金(治療費、休業補償、慰謝料、修理費等) ②他人に損害賠償の請求をすることができる場合は、その権利の保全または行使に必要な手続をするために支出した費用 ③損害の発生および拡大の防止に努めるために 支出した費用 ④訴訟費用、弁護士報酬または仲裁、和解もしくは調停に関する費用 ※損保ジャパンの承認を得て支出した費用にかぎります。 ⑤損害賠償請求解決のための協力のため支出した費用 ⑥他人の身体の障害や財物の損壊について、損害の発生および拡大の防止に努めた後に、賠償責任がないことが判明した場合に、損害の発生および拡大の防止に努めたことによって要した費用のうち、被害者に対する緊急またはやむをえない処置のため支出した費用 1回の事故について、損保ジャパンが支払う損害賠償金は、損害賠償金の金額が自己負担額(免責金額)を超過する金額とし、加入者証に記載された保険金額を限度とします。 なお、④の費用については、損害賠償金の金額が保険金額を超える場合、保険金額の損害賠償金に対する割合によりお支払いします。 * 修理費および再調達に要する費用についてはその被害にあった財物の時価額を超えない範囲でお支払いします。 自動セットの追加条項については以下のとおりです。 1回の事故について、損保ジャパンが支払う費用は、加入者証に記載された保険金額を限度とします。 【被害者対応費用担保追加条項】 事故が発生した場合に、慣習として支出した見舞金または見舞品の購入費用を補償します。 【事故対応特別費用担保追加条項】 基本補償の対象となるような損害賠償請求がなされた場合、または損害賠償請求が発生するおそれがあることを被保険者が知った場合において、被保険者がその対処のために支出した費用(文書作成費用、交通費、事故現場の調査費用、記録費用・通信費など)を補償します。 【作業対象物担保追加条項(請負業者特約条項用)】 請負業者特約条項に規定する事故により発生した作業対象物の損壊(注1・2・3)について、被保険者が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金を支払います。 (注1) 作業 記名被保険者または記名被保険者のために記名被保険者以外の者によって行われる作業をいい、加工、修理、点検、清掃および洗浄を含みます。 (注2) 作業対象物 作業の対象物をいい、所有物および受託財物を除きます。 (注3) 作業対象物の損壊 作業対象物の滅失、損傷または汚損をいい、盗取もしくは詐取されることまたは紛失を含みません。	この保険では、直接であると間接であるとを問わず、次に掲げる事由によって生じた損害に対しては保険金をお支払いできません。なお、ここには保険金をお支払いできない主な場合を記載しております。 【賠償責任保険普通保険約款の免責事由】 ①被保険者または保険契約者の故意によって生じた賠償責任。ただし、保険金を支払わないのは、その被保険者が被る損害にかぎりません。 ②戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動(群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。)に起因する賠償責任 ③地震、噴火、洪水、津波またはこれらに類似の自然変象に起因する賠償責任 ④被保険者と世帯を同じくする親族(※)に対する賠償責任。ただし、保険金を支払わないのは、その被保険者が被る損害にかぎりません。 (※)親族とは、6親等内の血族、配偶者または3親等内の姻族をいいます。 なお、配偶者には次の者を含みます。 ・婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者 ・戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある者 ⑤記名被保険者の使用人等が記名被保険者の業務に従事中に被った身体の障害によって生じた賠償責任 ⑥排水または排気(煙または蒸気を含みます。)によって生じた賠償責任 ⑦被保険者と他人との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定によって加重された賠償責任 など 【賠償責任保険追加条項の免責事由】 ①原子核反応または原子核の崩壊 ②石綿または石綿を含む製品の有害な特性 ③汚染物質の排出や公共水域への石油物質の排出などに起因する賠償責任 ④専門職業危険 ・医療行為、あんま、マッサージ、指圧、はり、きゅう、柔道整復、医薬品等の調剤、身体美容または整形に起因する賠償責任 ・弁護士、外国法事務弁護士、公認会計士、税理士、建築士、設計士、土地家屋調査士、司法書士、行政書士、獣医師その他これらに類似の者が行う専門的職業行為に起因する賠償責任 ⑤記名被保険者が所有、使用または管理する財物(注)の損壊について、その財物に対し正当な権利を有する者に対して負担する賠償責任 (注)『管理財物』といい、以下のアからウに限定されています。 ア. 記名被保険者が所有する財物 イ. 記名被保険者が他人から受託している財物(借用財物、支給財物、販売・保管・運送受託物、作業受託物をいいます。) ウ. 所有財物および受託財物以外の作業の対象物 ⑥サイバー攻撃により生じた事由に起因する損害(オプションの追加条項のセットにより補償される各種費用等も含みます) ⑦PFASに起因する損害(オプションの追加条項のセットにより補償される各種費用等も含みます) など 【特約条項の免責事由(請負業者特約条項の場合)】 ①被保険者が行う地下工事、基礎工事または土地の掘削工事に伴う次の事由に起因する賠償責任 ア. 土地の沈下、隆起、移動、振動または土砂崩れに起因する土地の工作物、その収容物もしくは付属物、植物または土地の損壊 イ. 土地の軟弱化または土砂の流出もしくは流入に起因する地上の構築物(基礎および付属物を含みます。)、その収容物もしくは土地の損壊 ウ. 地下水の増減 ②施設の屋根、樋(とい)、扉、戸、窓、壁、通風筒等から入る雨、雪等による財物の損壊に起因する賠償責任 ③航空機または自動車(道路運送車両法(昭和26年法律第185号)によって定められる自動車および原動機付自転車をいいます。)の所有、使用または管理(貨物の積み込みまたは積み下し作業を除きます。)に起因する賠償責任 ④仕事の終了後(注1)または仕事を放棄した後において、その仕事の結果に起因する賠償責任(注2) (注1)仕事の目的物の引渡しを要する場合は、引渡し後をいいます。 (注2)被保険者が、機械、装置または資材を仕事の行われた場所に放置または遺棄した結果に起因するものを除きます。 ⑤被保険者の占有を離れ、施設外にある財物に起因する賠償責任 ⑥じんあいまたは騒音に起因する賠償責任 ⑦支給財物の損壊に起因する賠償責任 ⑧次に掲げる被保険者が、その被保険者の受託財物を損壊したことに起因する賠償責任 ア. 記名被保険者の役員または使用人 イ. 記名被保険者の下請負人 ウ. 記名被保険者の下請負人の役員または使用人 など

保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
【地盤崩壊危険担保追加条項(請負業者特約条項用)】 (オプション) 被保険者が行う地下工事、基礎工事および土地の掘削工事に伴い不測かつ突発的に発生した地盤の崩落^(注1)に起因して、財物の損壊^(注2)が発生したことについて、被保険者が法律上の賠償責任保険を負担することによって被る損害に対して、保険金を支払います。 (注1) 崩落 土地の沈下、隆起、移動、振動、軟弱化、土砂崩れまたは土砂の流出もしくは流入をいい、工事に伴う地下水の増減を原因として発生した地盤の崩壊を含みます。 (注2) 財物の損壊 土地、土地の工作物(土地の工作物 基礎、付属物および収容物を含みます)もしくは植物が損壊(滅失、損傷または汚損をいい、盗取もしくは詐取されることまたは紛失を含みません)、または動物が死傷することを含みます。	【地盤崩壊危険担保追加条項(請負業者特約条項用)】 (オプション) ① 無振動工法によらない工事に伴う土地の振動に起因する賠償責任 ② 地下水の増減およびその利用にかかる賠償責任 ③ 地盤の崩壊による道路(その付属物を含みます)、河川または堤防の損壊に起因する賠償責任 ④ 被保険者が仕様書に定める災害防止措置を講じなかったことによる地盤の崩壊に起因する賠償責任 ⑤ 保険期間終了後に発見された地盤の崩壊に起因する賠償責任 ⑥ シールド工法によらない場合は、地盤の崩壊に起因して掘削予定地域の外周線より掘削予定深度を水平に置き換えた距離内で生じた財物の損壊にかかる賠償責任 ⑦ シールド工法による場合は、地盤の崩壊に起因して掘削予定地域内またはその上下の地域内で生じた財物の損壊にかかる賠償責任 ⑧ 他の請負業者が施工する工事の目的物または他の請負業者が所有、使用または管理する財物^(注1)の損壊に起因する賠償責任 ⑨ 被保険者が支出した薬液注入にかかる費用(理由を問いません) ⑩ 設計変更または工事変更のための費用(理由を問いません) など (注1) 他の請負業者が所有、使用または管理する財物 次のアからウに掲げる財物をいいます。 ア. 所有財物 他の請負業者が所有する財物をいい、所有権留保条項付売買契約に基づいて購入した財物を含みます。 イ. 受託財物^(注2) ウ. 作業対象物 受託財物^(注2)以外の作業^(注3)の対象物をいいます。 (注2) 受託財物 次のアからエに掲げる他人の財物をいいます。 ア. 借用財物 他の請負業者が借用している財物をいい、その財物の所有者または占有者からの借用許可の有無を問いません。 イ. 支給財物 次の(ア)および(イ)に掲げる財物をいいます。 (ア) 作業^(注3)に使用される材料または部品をいい、既に作業^(注3)に使用されたものを含みます。 (イ) 他の請負業者または他の請負業者のために他の請負業者以外の者によって据え付けられる、または組み立てられる装置もしくは設備をいい、既に据え付けられた、または組み立てられたものを含みます。 ウ. 販売・保管・運送受託物 他の請負業者または他の請負業者のために他の請負業者以外の者によって行われる販売、保管、運送等を目的として明示的に受託した財物をいい、借用財物および支給財物を除きます。 エ. 作業受託物 作業^(注3)のために他の請負業者の所有または管理する施設内^(注4)にある財物をいい、販売・保管・運送受託物を除きます。 (注3) 作業 他の請負業者または他の請負業者のために他の請負業者以外の者によって行われる作業をいい、加工、修理、保守、点検、清掃および洗浄を含みます。 (注4) 施設内 仕事の通常の過程として、一時的に施設外にある場合は、施設内にあるものとみなします。

保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
この保険では、生産物を製造・販売する事業者や、工事・作業を行う事業者が、①製造・販売した生産物の欠陥が原因で生じた事故、②仕事の結果に起因して発生した事故により、他人の身体の障害または財物の損壊について、法律上の賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。 保険金をお支払いする損害の範囲は下記のとおりです。 ①損害賠償金(治療費、休業補償、慰謝料、修理費等) ②他人に損害賠償の請求をすることができる場合は、その権利の保全または行使に必要な手続をするために支出した費用 ③損害の発生および拡大の防止に努めるために支出した費用 ④訴訟費用、弁護士報酬または仲裁、和解もしくは調停に関する費用 ※損保ジャパンの承認を得て支出した費用にかぎりります。 ⑤損害賠償請求解決のための協力のため支出した費用 ⑥他人の身体の障害や財物の損壊について、損害の発生および拡大の防止に努めた後に、賠償責任がないことが判明した場合に、損害の発生および拡大の防止に努めたことによって要した費用のうち、被害者に対する緊急またはやむをえない処置のため支出した費用 1回の事故について、損保ジャパンが支払う損害賠償金は、損害賠償金の金額が自己負担額(免責金額)を超過する金額とし、加入者証に記載された保険金額を限度とします。なお、④の費用については、損害賠償金の金額が保険金額を超える場合、保険金額の損害賠償金に対する割合によりお支払いします。 *修理費および再調達に要する費用についてはその被害にあった財物の時価額を超えない範囲でお支払いします。 *事故が発生したときまたは事故の発生するおそれのあることを知ったときは事故の発生または拡大を防止するため遅滞なく、生産物または仕事の目的物について回収措置(回収、検査、修理、交換その他適切な措置)を講じなければなりません。正当な理由なく、回収措置を講じなかったことによる損害については、保険金のお支払対象となりません。なお、被保険者が支出した回収費用については、保険金のお支払対象となりません。 自動セットの追加条項については以下のとおりです。 1回の事故について、損保ジャパンが支払う費用は、加入者証に記載された保険金額を限度とします。 【被害者対応費用担保追加条項】 事故が発生した場合に、慣習として支出した見舞金または見舞品の購入費用を補償します。 【事故対応特別費用担保追加条項】 基本補償の対象となるような損害賠償請求がなされた場合、または損害賠償請求が発生するおそれがあることを被保険者が知った場合において、被保険者がその対処のために支出した費用(文書作成費用、交通費、事故現場の調査費用、記録費用・通信費など)を補償します。	この保険では、直接であると間接であるとを問わず、次に掲げる事由によって生じた損害に対しては保険金をお支払いできません。なお、ここには保険金をお支払いできない主な場合を記載しております。 【賠償責任保険普通保険約款の免責事由】 ①被保険者または保険契約者の故意によって生じた賠償責任。ただし、保険金を支払わないのは、その被保険者が被る損害にかぎりります。 ②戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動(群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。)に起因する賠償責任 ③地震、噴火、洪水、津波またはこれらに類似の自然変象に起因する賠償責任 ④被保険者と世帯を同じくする親族(※)に対する賠償責任。ただし、保険金を支払わないのは、その被保険者が被る損害にかぎりります。 (※)親族とは、6親等内の血族、配偶者または3親等内の姻族をいいます。 なお、配偶者には次の者を含みます。 ・婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者 ・戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある者 ⑤記名被保険者の使用人等が記名被保険者の業務に従事中に被った身体の障害によって生じた賠償責任 ⑥排水または排気(煙または蒸気を含みます。)によって生じた賠償責任 ⑦被保険者と他人との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定によって加重された賠償責任 など 【賠償責任保険追加条項の免責事由】 ①原子核反応または原子核の崩壊 ②石棉または石棉を含む製品の有害な特性 ③汚染物質の排出や公共水域への石油物質の排出などに起因する賠償責任 ④専門職業危険 ・医療行為、あんま、マッサージ、指圧、はり、きゅう、柔道整復、医薬品等の調剤、身体美容または整形に起因する賠償責任 ・弁護士、外国法事務弁護士、公認会計士、税理士、建築士、設計士、土地家屋調査士、司法書士、行政書士、獣医師その他これらに類似の者が行う専門的職業行為に起因する賠償責任 ⑤記名被保険者が所有、使用または管理する財物(注)の損壊について、その財物に対し正当な権利を有する者に対して負担する賠償責任 (注)『管理財物』といい、以下のアからウに限定されています。 ア. 記名被保険者が所有する財物 イ. 記名被保険者が他人から受託している財物(借用財物、支給財物、販売・保管・運送受託物、作業受託物をいいます。) ウ. 所有財物および受託財物以外の作業の対象物 ⑥サイバー攻撃により生じた事由に起因する損害(オプションの追加条項のセットにより補償される各種費用等も含みます) ⑦PFASに起因する損害(オプションの追加条項のセットにより補償される各種費用等も含みます) など 【特約条項の免責事由(生産物特約条項の場合)】 ①生産物または仕事のかしに基づく生産物(その生産物そのものをいい、その他の部分を含みません。)または仕事の目的物(作業対象となった箇所をいい、その他の部分を含みません。)自体の損壊に対する賠償責任(その生産物もしくはその仕事の目的物の使用不能または廃棄、検査、修理、交換、取りこわしもしくは解体による賠償責任を含みます。) ②記名被保険者または記名被保険者以外の被保険者が、故意または重大な過失により法令に違反して生産、販売もしくは引き渡した生産物または行った仕事の結果に起因する賠償責任。ただし、保険金を支払わないのは、その被保険者が被る損害にかぎりります。 ③被保険者が、機械、装置または資材を、仕事の行われた場所に放置または遺棄した結果に起因する賠償責任 など

保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
この保険では、事務所、店舗、工場等さまざまな施設の所有者や管理者、またはイベントの主催者等の監督者が、①施設の構造上の欠陥や管理上の不備が原因で生じた事故、②施設内外で行う生産・販売・サービス業務等の業務遂行に関連して生じた事故により、他人の身体の障害または財物の損壊について、法律上の賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。 保険金をお支払いする損害の範囲は下記のとおりです。 ①損害賠償金(治療費、休業補償、慰謝料、修理費等) ②他人に損害賠償の請求をすることができる場合は、その権利の保全または行使に必要な手続をするために支出した費用 ③損害の発生および拡大の防止に努めるために支出した費用 ④訴訟費用、弁護士報酬または仲裁、和解もしくは調停に関する費用 ※損保ジャパンの承認を得て支出した費用にかぎります。 ⑤損害賠償請求解決のための協力のため支出した費用 ⑥他人の身体の障害や財物の損壊について、損害の発生および拡大の防止に努めた後に、賠償責任がないことが判明した場合に、損害の発生および拡大の防止に努めたことによって要した費用のうち、被害者に対する緊急またはやむをえない処置のため支出した費用 1回の事故について、損保ジャパンが支払う損害賠償金は、損害賠償金の金額が自己負担額(免責金額)を超過する金額とし、加入者証に記載された保険金額を限度とします。 なお、④の費用については、損害賠償金の金額が保険金額を超える場合、保険金額の損害賠償金に対する割合によりお支払いします。 * 修理費および再調達に要する費用についてはその被害にあった財物の時価額を超えない範囲でお支払いします。 自動セットの追加条項については以下のとおりです。 1回の事故について、損保ジャパンが支払う費用は、加入者証に記載された保険金額を限度とします。 【被害者対応費用担保追加条項】 事故が発生した場合に、慣習として支出した見舞金または見舞品の購入費用を補償します。 【事故対応特別費用担保追加条項】 基本補償の対象となるような損害賠償請求がなされた場合、または損害賠償請求が発生するおそれがあることを被保険者が知った場合において、被保険者がその対処のために支出した費用(文書作成費用、交通費、事故現場の調査費用、記録費用・通信費など)を補償します。 また、以下の追加条項については一部の施設・業務を除き自動セットとなります。 【漏水担保追加条項】 給排水管、暖冷房装置、冷凍装置、消火栓、スプリンクラーその他業務用または家事用器具から排出、漏えいまたは汨らんする液体、気体、蒸気等による財物の損壊に起因して、被保険者が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害を補償します。 支払限度額は基本補償と同額となります。	この保険では、直接であると間接であるとを問わず、次に掲げる事由によって生じた損害に対しては保険金をお支払いできません。なお、ここには保険金をお支払いできない主な場合を記載しております。 【賠償責任保険普通保険約款の免責事由】 ①被保険者または保険契約者の故意によって生じた賠償責任。ただし、保険金を支払わないのは、その被保険者が被る損害にかぎりません。 ②戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動(群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。)に起因する賠償責任 ③地震、噴火、洪水、津波またはこれらに類似の自然変象に起因する賠償責任 ④被保険者と世帯を同じくする親族(※)に対する賠償責任。ただし、保険金を支払わないのは、その被保険者が被る損害にかぎりません。 (※)親族とは、6親等内の血族、配偶者または3親等内の姻族をいいます。 なお、配偶者には次の者を含みます。 ・婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者 ・戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある者 ⑤記名被保険者の使用人等が記名被保険者の業務に従事中に被った身体の障害によって生じた賠償責任 ⑥排水または排気(煙または蒸気を含みます。)によって生じた賠償責任 ⑦被保険者と他人との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定によって加重された賠償責任 など 【賠償責任保険追加条項の免責事由】 ①原子核反応または原子核の崩壊 ②石棉または石棉を含む製品の有害な特性 ③汚染物質の排出や公共水域への石油物質の排出などに起因する賠償責任 ④専門職業危険 ・医療行為、あんま、マッサージ、指圧、はり、きゅう、柔道整復、医薬品等の調剤、身体美容または整形に起因する賠償責任 ・弁護士、外国法事務弁護士、公認会計士、税理士、建築士、設計士、土地家屋調査士、司法書士、行政書士、獣医師その他これらに類似の者が行う専門的職業行為に起因する賠償責任 ⑤記名被保険者が所有、使用または管理する財物(注)の損壊について、その財物に対し正当な権利を有する者に対して負担する賠償責任 (注)『管理財物』といい、以下のアからウに限定されています。 ア. 記名被保険者が所有する財物 イ. 記名被保険者が他人から受託している財物(借用財物、支給財物、販売・保管・運送受託物、作業受託物をいいます。) ウ. 所有財物および受託財物以外の作業の対象物 ⑥サイバー攻撃により生じた事由に起因する損害(オプションの追加条項のセットにより補償される各種費用等も含みます) ⑦PFASに起因する損害(オプションの追加条項のセットにより補償される各種費用等も含みます) など 【特約条項の免責事由(施設所有管理者特約条項の場合)】 ①施設の新築、改築、修理、取りこわしその他の工事に起因する賠償責任 ②航空機、昇降機、自動車(道路運送車両法(昭和26年法律第185号)によって定められる自動車および原動機付自転車をいいます。)または施設外における船、車両(自動車および原動力がもっぱら人力である場合を除きます。)もしくは動物の所有、使用または管理(貨物の積み込みまたは積み下し作業を除きます。)に起因する賠償責任 ③給排水管、暖冷房装置、冷凍装置、消火栓、スプリンクラーその他業務用または家事用器具から排出、漏えいまたは汨らんする液体、気体、蒸気等による財物の損壊に起因する賠償責任 (注)別途「漏水担保追加条項」のセットにより、補償の対象となります。 ④屋根、樋(とい)、扉、戸、窓、通風筒等から入る雨、雪等による財物の損壊に起因する賠償責任 ⑤仕事の終了後(仕事の目的物の引渡しを要する場合は引渡し後)または仕事を放棄した後において、その仕事の結果に起因する賠償責任。ただし、被保険者が、機械、装置または資材を仕事の行われた場所に放置または遺棄した結果に起因するものを除きます。 ⑥被保険者の占有を離れた商品もしくは飲食物または被保険者の占有を離れた施設外にあるその他の財物に起因する賠償責任 ⑦支給財物の損壊に起因する賠償責任 ⑧次のアからウに掲げる被保険者が、その被保険者の受託財物を損壊したことに起因する賠償責任 ア. 記名被保険者の役員または使用人 イ. 記名被保険者の下請負人 ウ. 記名被保険者の下請負人の役員または使用人 など

保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
工事中に工事場内で火災・落雷・台風などの不測かつ突発的な事故により工事対象物(保険の対象となる物)に生じた損害に対して保険金をお支払いします。 ①外來の危険による損害 ・台風、暴風、落雷・水災・雪災等の自然災害 ・自動車、航空機の衝突 ・盗難、放火、いたずら ②工事に伴う危険による損害 ・火災、爆発 ・地盤沈下、地滑り、土砂崩壊 ・施工ミスにより発生した損害(ただし、施工ミスそのものの復旧費用を除きます。) さらに、保険の目的である工事に用いた材料および工事に用いた仮設材については、資材置場等から工事現場までの工事施工者(ご加入者)による運搬中および工事現場における輸送機関からの荷卸中に生じた損害も対象となります。	■対象とならない工事 ①1工事で請負金額が30億円を超える工事 ②発電用プラント(火力・原子力・水力・風力等) ③最大出力5メガワット超の太陽光発電所(建物の屋根、屋上に設置するものを除きます。) ④原子力発電所内の物件 ⑤電力ケーブル(埋設・架空・海底を問いません。架空送電線、光ファイバーケーブルを除きます。) ⑥石油精製・石油化学 ⑦海洋リスク物件(海底パイプライン、海底ケーブル等) ⑧鉱業の地下設備 ⑨ガスタービン発電機 ⑩解体、撤去、分解、浚渫(しゅんせつ)または取片付け工事のみを施工する工事(解体、撤去、分解、または取片付け工事は、建物の建築・増築に付随して行われる場合でも対象工事とはなりません。) ⑪工事請負契約に基づかない、もしくは工事請負契約書がない工事 ■建築工事・設備工事・土木工事共通 ①保険契約者もしくは被保険者または工事現場責任者の故意もしくは重大な過失または法令違反により生じた損害 ②戦争、外国の武力行使などその他これらに類似の事変または暴動により生じた損害 ③官公庁による差押え、徴発、没収または破壊により生じた損害 ④地震もしくは噴火またはこれらによる津波により生じた損害 ⑤核燃料物質(使用済燃料を含みます。)などの有害な特性またはこれらの特性による事故、およびその他の放射線照射もしくは放射能汚染により生じた損害 ⑥残材調査の際に発見された紛失または不足の損害 ⑦工事対象物が保険加入証明書記載の工事以外の用途に使用された場合において、その使用によって使用部分に火災、破壊または爆発以外の原因により生じた損害 ⑧工事対象物の性質もしくは欠陥またはその自然の消耗もしくは劣化 ⑨工事対象物の設計、施工、材質または製作の欠陥を除去するための費用 ⑩風、雨、雹(ひょう)もしくは砂塵(じん)その他これらに類するものの吹込みまたはこれらのものの混入により生じた損害 ⑪損害発生後30日以内に知ることができなかった盗難の損害 ⑫矢板・くい・H形鋼などの打込みもしくは引抜きの際において生じた曲損もしくは破壊または引抜き不能の損害 ⑬湧水の止水または排水費用 ⑭サイバー攻撃の結果として生じた損害。(ただし、保険の目的に火災、破裂または爆発が生じた場合を除きます。) ■土木工事の場合、次の損害または費用もお支払いできません ①土木工事の設計、施工、材質または製作の欠陥により、その工事対象部分に生じた損害 ②不発爆弾または地雷により生じた損害 ③土砂の圧密沈下のため追加して行なった埋立、盛土または整地工事の費用 ④掘削工事にともなう余掘りまたは肌落ちの損害 ⑤浚渫(しゅんせつ)部または再浚渫(しゅんせつ)部に生じた損害または費用 ⑥捨石、被覆石、消波ブロックなどの洗掘、沈下または移動により生じた損害 ⑦矢板・杭・H形鋼、地中壁などの継目から土砂、水または土砂水が流入した場合の排水・排水費用、清掃費用またはこれらのものの流入を防止するために要する費用 ⑧基礎、支持基盤などの支持力不足に起因して沈下した工事対象物の位置の矯正に要する費用 ⑨コンクリート部分のひび割れの損害 ⑩支保工建込み後に土圧により生じた支保工、掛矢板などの変形、歪み等の損害 ⑪土捨て場または土取場における土砂崩壊により生じた損害 ⑫切土・盛土法面、整地面または自然面の肌落ちもしくは浸食の損害 ⑬芝、樹木その他の植物の枯死 ⑭排水溝、暗渠、埋設管、排水路、調整池、沈砂池などに流入した土砂、水、岩石、草木などを除去する費用 ⑮舗装工事などの工事における仕上げ表面の波状変形、剥離、ひび割れなどの損害 ⑯海水のたまりを除去する費用

特にご注意いただきたいこと(注意喚起情報のご説明)

●告知義務(ご契約締結時における注意事項)

(1) 保険契約者または記名被保険者の方には、保険契約締結の際、告知事項について、損保ジャパンに事実を正確に告げていただく義務(告知義務)があります。

告知事項	加入依頼書等および付属書類の記載事項すべて
------	-----------------------

(2) 保険契約締結の際、告知事項のうち危険に関する重要な事項(注)について、故意または重大な過失によって事実を告げなかった場合または事実と異なることを告げた場合には、保険金をお支払いできないことや、ご契約が解除されることがあります。

(注) 告知事項のうち危険に関する重要な事項とは以下のとおりです。

- ① 記名被保険者
(追加被保険者を設定する場合は、追加被保険者を含みます。)
- ② 業務内容
- ③ 損保ジャパンが加入依頼書以外の書面で告知を求めた事項
- ④ その他証券記載事項や付属別紙等に業務内容または保険料算出の基礎数字を記載する場合はその内容
- ⑤ 特約別記載事項の生産物の販売形態欄に記載の事項

●通知義務(ご契約締結後における注意事項)

(1) 保険契約締結後、告知事項に変更が発生する場合、取扱代理店または損保ジャパンまでご通知ください。ただし、その事実がなくなった場合は、ご通知いただく必要はありません。

加入依頼書等および付属書類の記載事項に変更が発生する場合 (ただし、他の保険契約等に関する事実を除きます。)

- (注) 加入依頼書等に記載された事実の内容に変更を生じさせる事実が発生した場合で、その事実の発生が記名被保険者に原因がある場合は、あらかじめ取扱代理店または損保ジャパンにご通知ください。その事実の発生が記名被保険者の原因でない場合は、その事実を知った後、遅滞なく取扱代理店または損保ジャパンにご通知が必要となります。
- (2) 以下の事項に変更があった場合にも、取扱代理店または損保ジャパンまでご通知ください。ご通知いただかないと、損保ジャパンからの重要なご連絡ができないことがあります。
 - (3) ご通知やご通知に基づく追加保険料のお支払いがないまま事故が発生した場合、保険金をお支払いできないことやご契約が解除されることがあります。ただし、変更後の保険料が変更前の保険料より高くなかったときを除きます。
 - (4) 重大事由による解除等保険契約者または被保険者が暴力団関係者、その他反社会的勢力に該当すると認められた場合などは、保険金をお支払いできないことや、ご契約が解除されることがあります。

万一事故にあわれたら

万一事故が発生した場合は、以下の対応を行ってください。保険契約者または被保険者が正当な理由なく以下の対応を行わなかった場合は、保険金の一部を差し引いてお支払いする場合があります。

1. 以下の事項を遅滞なく書面で通知してください。
 - (1) 事故発生の日時、場所、事故の状況、被害者の住所・氏名・名称
 - (2) 上記<1>について証人となる者がある場合は、その者の住所および氏名または名称
 - (3) 損害賠償の請求の内容
2. 他人に損害賠償の請求をすることができる場合は、その権利の保全または行使に必要な手続きをしてください。
3. 損害の発生および拡大の防止に努めてください。
4. 損害賠償の請求を受けた場合は、あらかじめ損保ジャパンの承認を得ないで、その全部または一部を承認しないようにしてください。ただし、被害者に対する応急手当または護送その他の緊急措置を行うことを除きます。

5. 損害賠償の請求についての訴訟を提起し、または提起された場合は、遅滞なく損保ジャパンに通知してください。
 6. 他の保険契約や共済契約の有無および契約内容について、遅滞なく通知してください。
 7. 上記の1.～6.のほか、損保ジャパンが特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合は、遅滞なく、これを提出し、損保ジャパンの損害の調査に協力をお願いします。
- 示談交渉は必ず損保ジャパンとご相談いただきながらおすすめてください。事前に損保ジャパンの承認を得ることなく損害賠償責任を認めたり、賠償金等をお支払いになった場合は、その一部または全部について保険金をお支払いできなくなる場合がありますので、ご注意ください。
- この保険では、保険会社が被保険者に代わり示談交渉を行うことはできません。
- 保険金のご請求にあたっては、次の書類のうち、損保ジャパンが求めるものを提出してください。

	必要となる書類	必要書類の例
①	保険金請求書および保険金請求権者が確認できる書類	保険金請求書、戸籍謄本、印鑑証明書、委任状 など
②	事故日時・事故原因および事故状況等が確認できる書類	事故状況説明書、罹災証明書、交通事故証明書、請負契約書(写)、メーカーや修理業者などからの原因調査報告書 など
③	保険の対象の時価額、損害の額、損害の程度および損害の範囲、復旧の程度等が確認できる書類	①建物・家財・什器備品などに関する事故、他人の財物を損壊した賠償事故の場合 修理見積書、写真、領収書、図面(写)、被害品明細書、復旧通知書、賃貸借契約書、売上高等営業状況を示す帳簿(写) など ②被保険者の身体の傷害または疾病に関する事故、他人の身体の障害に関する賠償事故の場合 診断書、入院通院申告書、治療費領収書、所得を証明する書類、休業損害証明書、源泉徴収票、災害補償規定、補償金受領書 など
④	保険の対象であることが確認できる書類	登記簿謄本、売買契約書(写)、登録事項等証明書 など
⑤	公の機関や関係先等への調査のために必要な書類	同意書 など
⑥	被保険者が損害賠償責任を負担することが確認できる書類	示談書、判決書(写)、調停調書(写)、和解調書(写)、被害者からの領収書、承諾書 など

●損保ジャパンは、被保険者が保険金請求の手続きを完了した日から原則、30日以内に保険金をお支払いします。ただし、以下の場合は、30日超の日数を要することがあります。

- ① 公的機関による捜査や調査結果の照会
 - ② 専門機関による鑑定結果の照会
 - ③ 災害救助法が適用された災害の被災地域での調査
 - ④ 日本国外での調査
 - ⑤ 損害賠償請求の内容や根拠が特殊である場合
- 上記の①から⑤の場合、さらに照会や調査が必要となった場合、被保険者との協議のうえ、保険金支払の期間を延長することがあります。

●保険契約者や被保険者が正当な理由なく、損保ジャパンの確認を妨げたり、応じなかった場合は、上記の期間内に保険金が支払われない場合がありますのでご注意ください。

- 賠償責任保険の保険金に質権を設定することはできません。
- 被害者が保険金を請求する場合、被害者は保険金請求権に関して、損保ジャパンから直接、保険金を受領することが可能な場合があります。詳細につきましては取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

事故が起こった場合は、ただちに取扱代理店、または損保ジャパンの下記窓口までご連絡ください。

おかけ間違いに
ご注意ください。

【窓口：事故サポートセンター】 **0120-727-110** 〈受付時間〉24時間365日

●保険会社との間で問題を解決できない場合(指定紛争解決機関)

損保ジャパンは、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。損保ジャパンとの間で問題を解決できない場合には、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター

電話番号:03-4332-5241(全国共通) おかけ間違いにご注意ください。

受付時間:平日の午前9時15分～午後5時 (土・日・祝日・12/30～1/4は休業)

詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。(https://www.sonpo.or.jp/)

●このパンフレットは概要を説明したものです。詳細につきましては、ご契約者である団体の代表者の方にお渡ししております約款等に記載しています。必要に応じて、団体までご請求いただくか、損保ジャパン公式ウェブサイト(https://www.sompo-japan.co.jp/)でご参照ください(ご契約内容が異なっていたり、公式ウェブサイトに約款・ご契約のしおりを掲載していない商品もあります。)。ご不明点等がある場合には、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

●ご契約者と被保険者(保険の補償を受けられる方)が異なる場合は、被保険者となる方にもこのパンフレットに記載した内容をお伝えください。

募集文書作成担当店

幹事取扱代理店

損害保険ジャパン株式会社

団体・公務開発部第三課

〒160-8338 東京都新宿区西新宿1-26-1

TEL.050-3808-5528

受付時間:平日/午前9時～午後5時

公式ウェブサイト <https://www.sompo-japan.co.jp/>

株式会社ウーベル保険事務所

〒104-0041 東京都中央区新富2-4-5

ニュー新富ビル8F

TEL.03-3553-8552 FAX.03-3553-8553

受付時間:平日/午前9時15分～午後5時15分

問い合わせ先(保険会社等の相談・苦情・連絡窓口)

【引受保険会社】

損害保険ジャパン株式会社

【担当営業店】

お問い合わせ先

【取扱代理店】

公式ウェブサイト <https://www.sompo-japan.co.jp/>